

○丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成14年12月27日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例（平成14年篠山市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第2条 条例第3条の規定による指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 丹波篠山市大山荘の里市民農園（以下「市民農園」という。）の使用の許可、使用許可の取り消し及び利用料金の収受に関すること。
- (2) 市民農園の施設及び附属設備等の保守点検及び維持管理に関すること。
- (3) 市民農園の整理整頓その他環境整備に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市民農園の管理運営に関し市長が必要であると認める業務に関すること。

(休館日)

第3条 体験実習館の休館日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の直後の同法に規定する休日でない日とする。ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(開館時間)

第4条 市民農園の開館時間は、滞在型施設を除き午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用の許可)

第5条 条例第4条の規定により使用の許可を受けようとする者は、市民農園利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の利用許可申請書の受付は、利用しようとする日の属する月の3月前の初日から行うものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 指定管理者は、第1項の許可をしたときは、市民農園利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。
- 4 指定管理者は、第1項の許可をしないときは、市民農園不許可通知書（様式第3号）にその理由を付して通知するものとする。

(使用許可事項の変更)

第6条 市民農園の使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその取消し又は変更をしようとするときは、速やかに市民農園利用内容変更承認書（様式第4号）に前条第3項による市民農園利用許可書を添えて指定管理者に申請し、承認を受けなければならない。

（使用許可の取消し等）

第7条 指定管理者は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は利用を停止させる場合は、その理由を付して利用者に通知しなければならない。

（利用料金）

第8条 利用者は、条例第4条の使用の許可を受けたときは、速やかに利用料金を納付しなければならない。

（利用料金の減免等）

第9条 条例第8条第4項又は第9条の規定により、利用料金を減免又は還付することができる場合及びその額は、丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則（平成14年篠山市規則第25号）第4条又は第5条の規定を準用する。

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、市民農園利用料金減免申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 第1項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、市民農園利用料金還付請求書（様式第6号）に、利用料金の領収書及び市民農園利用許可申請書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（損傷及び滅失の届出）

第10条 利用者が市民農園又はその附属設備をき損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（その他）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年3月1日から施行する。

（篠山市立大山荘の里市民農園条例施行規則の廃止）

2 篠山市立大山荘の里市民農園条例施行規則（平成11年規則第114号）は、廃止する。

附 則（平成18年3月22日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりした許可、その他の行為は、

それぞれこの規則の相当規定によりしたものとみなす。

附 則（令和5年1月20日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年5月11日規則第28号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第12号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

市民農園利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

市民農園を下記のとおり利用したいので、丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により申請いたします。

記

利 用 期 間	年 月 日( )～ 年 月 日( )		
利用する区分、 市民農園の区画 番号又は滞在型 市民農園番号	1 滞 在 型	号棟	利用料金 円
	2 小舎付農園	番	(内消費税 円)
	3 貸し農園	番	許可番号 第 号
	4 その他施設(様式第1号の2)		
利 用 者 世 帯 氏 名 欄	氏 名	続柄	備考
		本人	

- 1 利用区分で、その他施設については様式第1号の2により申請する。
- 2 滞在型市民農園利用許可申請書に必要な書類・・・住民票謄本1通

様式第1号の2(第5条関係)

市民農園その他施設利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

郵便番号  
住 所  
氏 名 印  
電話番号

市民農園その他施設を下記のとおり利用したいので、丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により申請いたします。

記

利 用 期 間 (利 用 の 日 時)	年 月 日 ( ) 年 月 日 ( )	時 分 時 分
利 用 する 施 設 名		利用料金 円 (内消費税 円)
		許可番号 第 号
責 任 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	氏 名 連絡先	
利 用 人 数		
利 用 目 的		
備 考		

様式第2号(第5条関係)

市民農園利用許可書

第 号  
年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった市民農園利用許可申請書について、下記のとおり許可します。

記

- 1 利用区画番号 農園区画 番 ・ 滞在型 号棟
- 2 利用区画面積  $\text{m}^2$ (小舎付及び貸し農園区画のみ)
- 3 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 利用条件 諸規定を遵守すること。
- 5 利用料金 円/年間(内消費税 円)
- 6 許可条件
  - (1) 農作物の栽培は営利を目的としないものであること。
  - (2) 無登録農薬を農作物の防除に用いないこと。
- 7 その他

様式第3号(第5条関係)

市民農園不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった市民農園利用許可申請について、下記のとおり許可できませんので通知いたします。

記

利用許可の基準に該当しない理由

様式第4号(第6条関係)

市民農園利用内容変更承認書

年 月 日

指定管理者 様

住 所  
氏 名  
電話番号

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号		
変 更 理 由					
変 更 し よ う と す る 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後		
	利 用 の 目 的				
	利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	利 用 区 分	滞 在 型 小 舎 付 農 園 貸 し 農 園	号 棟 番 番	滞 在 型 小 舎 付 農 園 貸 し 農 園	号 棟 番 番
	世 帯 氏 名				
摘 要					

様式第5号(第9条関係)

市民農園利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

住 所  
氏 名  
電話番号

下記のとおり利用料金を減免されたく、丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項の規定により申請いたします。

記

許可事項	許可年月日	年 月 日		
	許可番号	第 号		
	納付済金額	円	減免申請額	※ 円
利用料金の減免を受けようとする特別な理由				
利用料金減免申請金額算定基礎		※		
減免する金額	※ 円	備考	※	

※印は、記入しないでください。

様式第6号(第9条関係)

市民農園利用料金還付請求書

年 月 日

指定管理者 様

住 所  
氏 名 印  
電話番号

下記のとおり利用料金を還付されたく、丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第3項の規定により請求いたします。

記

許 可 事 項	許 可 年 月 日	年 月 日		
	許 可 番 号	第 号		
	納 付 済 金 額	円	還 付 請 求 額	※ 円
利用料の還付を受けようとする理由及び該当条文				
利用料還付請求金額算定基礎		※		
還付する金額	※ 円	備考	※	

※印は、記入しないでください。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 1 号の 2 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)